平成27年(行ウ)第429号　イラク戦争検証結果報告書不開示処分取消等請求事件

原　告　特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被　告　国

準備書面（11）

２０１８（平成３０）年５月25日

東京地方裁判所民事第３８部Ａ２係　御中

原告訴訟代理人

弁護士　秋山幹男

同　二関辰郎

同　古本晴英

同　牧田潤一朗

同　出口かおり

同　藤原大輔

同　小野高広

被告準備書面（9）のうち、原告の義務付けの訴えが不適法であるとの被告の主張（同準備書面第1、2により引用する答弁書第2、2）に対し、次のとおり反論するとともに、本件義務付けの訴えの本案勝訴要件について若干補充し、最高裁判決をはじめとして義務付けの請求を認めた裁判例が現に存在することについて主張する。

第1　訴訟要件を満たすこと

1　申請型義務付け訴訟であること

原告の請求の趣旨は、2018（平成30）年1月12日付訴え変更の申立書記載のとおり、本件各不開示決定のうち本件文書1を全部不開示とする部分（既に開示された部分を除く）の取消しを求める（訴え変更後の請求の趣旨第1項）とともに、本件文書（既に開示された部分を除く）の全部開示決定の義務付けを求める（訴え変更後の請求の趣旨第2項）ものである。

上記請求の趣旨のうち、本件文書の全部開示決定の義務付けを求める訴えは、いわゆる申請型義務付け訴訟（行政事件訴訟法（以下「行訴法」という）3条6項2号）のうち拒否処分型（行訴法37条の3第1項2号）に該当する。

2　申請型義務付け訴訟の訴訟要件を満たすこと

上記義務付けの訴えの訴訟要件は、①「当該法令に基づく申請・・・を棄却する旨の処分・・・がされた場合において、当該処分・・・が取り消されるべきもので・・・あること」（行訴法37条の3第1項2号）、及び2「処分・・・に係る取消訴訟…の訴え」の提起（同条第3項2号）である。すなわち、訴訟要件として、取消訴訟の併合提起のほか、取り消し得べき瑕疵の存在という客観的要件と、申請者による申請という主観的要件が必要となる（塩野宏『行政法Ⅱ〔第5版補訂版〕行政救済法』241頁）。

したがって、本件においては、原告の情報公開請求という申請があり、外務大臣による本件各不開示決定に取り消し得べき瑕疵が存在し、取消訴訟の併合提起が認められれば、各訴訟要件を満たす。そして、原告は、本件各不開示決

定の取消訴訟と開示決定の義務付け訴訟を併合提起しているほか、原告による情報公開請求はなされている（甲1）。さらに、本件各不開示決定の取り消し得べき瑕疵は、これまで主張立証しているとおり存在するから各訴訟要件は充足されている。

第２　本案勝訴要件を満たすこと

上記義務付けの訴えの本案勝訴要件は、①「訴えに係る請求に理由がある」と認められ、かつ②「その義務付けの訴えに係る処分・・・につき、行政庁がその処分・・・をすべきであることがその処分・・・の根拠となる法令の規定から明らかであると認められ・・・るとき」（行訴法37条の３第５項）である。

原告がこれまでの主張書面で詳述してきたとおり、被告は、不開示事由該当性の判断の公正妥当を担保するに足りる可能な限り具体的な事実関係を主張立証したうえで、開示しないことの利益が開示することの公益性を上回ることにつき合理的な根拠を示す必要があるにもかかわらず、そういった根拠は示されていない。よって、不開示を維持する被告の決定は取り消されるべきであって、原告の訴えに係る請求には理由がある。

また、情報公開法は、「行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報・・・のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない」（情報公開法５条柱書）と規定し、開示請求があったときは原則として開示請求に係る行政文書を開示しなければならず、不開示事由に該当する場合に限り例外的に行政文書の不開示を認める構成をとっている。そして、原告がこれまで述べてきたとおり、本件文書１の不開示維持部分は情報公開法５条３号、５号、及び６号に該当せず、他の不開示事由にも該当しないから、外務大臣は本件文書１の不開示維持部分の開示をすべきことが情報公開法上明らかである。

第３　義務付けの請求を認めた裁判例が多数存在すること

後掲裁判例リスト冒頭①に記載した最高裁判決をはじめとして、不開示決定取消請求と併合提起された義務付け請求について、不開示決定を取り消したうえで開示決定の義務付けを認めた裁判例が現に存在する。すなわち、原告が原告準備書面（9）及び原告準備書面（10）で指摘した2018年最判は、内閣官房内閣総務官が行った不開示決定のうち、内閣官房報償費の支出に関する行政文書の一部については不開示情報に該当しないとして、開示決定の義務付けを認めている。その下級審裁判例（後掲リストの②、③）は、開示範囲こそ異なるものの、不開示情報に該当しないと判断した部分については開示決定の義務付けを認めている点で共通する。

塩野前掲書も、申請型義務付け訴訟の具体的類型として「情報公開請求」を挙げたうえで、「情報公開請求に関しては、開示の義務付けを求めることが実務上しばしば見られるし、これに対応する裁判例も出ている」（塩野前掲書242頁）として、さいたま地裁2016（平成18）年4月26日判決（判例地方自治303号46頁）を挙げている。

そのほか、義務付け請求を認容した裁判例として、情報公開法に基づく情報公開請求の事案に限っただけでも、次のものがある。いずれも、原告の取消請求に係る不開示決定処分の全部又は一部が違法であって取り消されるべきものであると認定し、義務付けの訴えを適法としたうえで、処分庁が不開示部分について開示決定をすべきことは情報公開法上明らかであると判断したものである（なお、後掲リスト④、⑧、⑨及び⑩の各判決は控訴審で変更されているが、不開示事由の判断自体が変わったことに伴う義務付けの否定であり、義務付けの請求を認めた判断部分だけをとりあげて否定しているわけではない。また、⑥と⑦では開示範囲が異なるが、不開示情報に該当しないと判断した部分について開示決定の義務付けを認めている点では共通する。）。

① 最高裁 2018（平成 30）年 1 月 19 日判決

（裁時 1692 号 1 頁・裁判所ウェブサイト）

② 大阪高裁 2016（平成 28）年 10 月 6 日判決（判例秘書）

※ 上記①2018 年最判の原審判決

③ 大阪地裁 2015（平成 27）年 10 月 22 日判決（判例秘書）

※ 上記①2018 年最判の第 1 審判決

④ 大阪地裁 2015（平成 27）年 7 月 9 日判決（裁判所ウェブサイト）

⑤ 大阪地裁 2014（平成 26）年 12 月 11 日判決（裁判所ウェブサイト）

⑥ 東京高裁 2014（平成 26）年 7 月 25 日判決（裁判所ウェブサイト）

⑦ 東京地裁 2012（平成 24）年 10 月 11 日判決（裁判所ウェブサイト）

※ 上記⑥東京高裁判決の原審判決

⑧ 東京地裁 2010（平成 22）年 4 月 9 日判決

（判例タイムズ 1326 号 76 頁・裁判所ウェブサイト）

⑨ 大阪地裁 2007（平成 19）年 1 月 30 日判決（裁判所ウェブサイト）

⑩ 名古屋地裁 2006（平成 18）年 10 月 5 日判決

（判例タイムズ 1266 号 207 頁・裁判所ウェブサイト）

第４　結論

以上より、本件義務付けの訴えは、訴訟要件及び本案勝訴要件を満たすものである。

以上